

緊急事態宣言期間中の部活動の留意事項

最近では感染力が強いといわれる変異株による陽性者が大半を占め、学校においても昨年度のクラスター発生状況をはるかに上回るペースで感染が報告されています。また、先日、県立高等学校においても、部活動を中心としたクラスターが発生するとともに、公式戦での対戦校もPCR検査の対象となる事案が発生しておりますので、今後更なる感染防止の徹底をお願いします。

緊急事態宣言期間中の部活動の実施に当たっては、以下の点に留意するとともに、生徒本人と保護者の意向を十分に確認して、同意を得た上で活動し、参加を強制することがないよう配慮してください。

なお、県のホームページ等により、感染状況の最新の情報を入手し、生徒が感染する可能性がある場合は、躊躇なく計画の変更・中止等を行うなど適切な措置を講じてください。

1 活動計画等について

- 全ての部活動において休養日の拡大や活動時間の短縮等を行うこと。ただし、公式大会等が直近にある場合については、生徒の安全面を考慮し、必要な活動時間を確保すること。
- 各中央競技団体等が示す感染症拡大予防ガイドラインに基づき、活動を行うこと。示されていない競技については、中央もしくは県の競技団体に問い合わせの上、その指示に基づき活動すること。
- 他校との交流がある活動、宿泊を伴う活動及び県外での活動は、実施しないこと。（学校体育団体・文化団体・全国及び県競技団体が主催・共催する公式大会等への参加は除く。）
- 生徒同士が組み合うことが主体となる活動、身体接触を伴う活動及び大きな発声や激しい呼気を伴う活動等の感染リスクの高い活動については実施しないこと。ただし、公式大会等が直近にある場合については生徒の安全面を考慮し、最小限の活動にとどめること。

2 感染防止対策について

- 活動前・活動中・活動後の健康観察（活動前の検温を含む）を必ず行うとともに、体調がすぐれない生徒は速やかに下校するよう指導すること。
- こまめな休憩を挟み、その都度うがいと手洗いを徹底するよう指導すること。
- 給水用のボトルやコップ、タオル等は共用しないよう指導すること。
- 器具や用具（トレーニング器具や楽器、調理器具、実験器具等）を共有で使用する場合は、使用前後に手洗いを行わせること。
- 室内で活動する場合にはこまめな換気や手洗いをを行うとともに、消毒液の設置や生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）の消毒を行うこと。
- 狭い場所等で生徒が密集する活動や向かい合って発声したりする活動については、感染状況等を踏まえ、密集せずに距離を取って行うことのできる活動に替えるなどの工夫をすること。
- 部室等の利用は短時間とし、一斉に多数の生徒が利用しないようにするとともに、部室内ではマスクの着用を徹底し、会話はさせないこと。
- 部活動終了後に、生徒同士での食事はさせないこと。
- 打ち合わせやミーティングについては、オンライン等を活用するなど工夫すること。
- 運動時のマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。

3 大会等参加の可否に係る対応について

従来の陽性者や濃厚接触者が判明した際の対応のみならず、感染の疑いがある体調不良者が出た場合においても、医師の診察や抗原検査等を速やかに受検させ、感染の有無を確認した上で、校長の判断の下に個人対応ではなく、部として公式大会への参加の可否について決定するよう万全の対策を講じること。